

昭和二十五年三月八日（水曜日）

○電波法案(内閣送付)

○委員長(松野善内君) それではこれより電波通信委員会を開会いたします。

電波法案について前回に引続き質疑
応答をお願いしたいと思います。

小林勝馬君 海上保安庁の方に伺っていますが、この五十條におきまして、艀船の第一種局乃至第二種局甲乙の局、これを指定してありまして、尙これに通信長の問題が絡んでおるのでございますが、これに対して海上保安庁の側の御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員（照木敏雄君） お答えいた

します。私のこの職員法の関係から申しまして、第一種局、第二種局、それらの聴守時間と定員との問題でございますが、初め電波法を拜見いたしましたとき、私の方で單に解釈をいたしました、定員は海上保安庁の方で定め

る。資格は電波法の方で定めるというお話合になつておりましたので、そういうふうにご考えて解釈をいたしましておりましたが、電波法の中に資格及び定員の検査をするというような字句もございまして、それらの定員というものが、或いは又更に電波法の審議会の方で定員等が必要によつて定めるといふ文句もございまして、電波法の方で何らか船舶の通信士の定員をお定め

必要がないのではないかと、いうふうに
考えておりましたのですが、先日来
部課長の方の御説明なりお話を伺いま
したところ、そういうことではない、

必要に應じた場合のみ審議会で定員を定めるのだということでございましたので、その辺私の方のやや間違いました解釈で、そういう私の方の考え方が出ましたので、そういう点に關しては

先日お話をいたしましたし、よく了解をいたしましたので、定員の問題については職員法改正の際に更によく織込込むという事で、現在の職員法においても定員を定めてございますので、差当りは現行の職員法においてやれるという事になりましたので、その点はお私の方としては問題はなくなつたと考へております。

○小林勝馬君　その職員法は今どういうふうになつておるか。その職員法に関する審議会がある筈ですが、その進行状況を御説明願います。この無線通信技術者に関する……。

○政府委員 阪本敏雄(君) お答えいたします。審議会といたしましては、先日来ずつと引続きその審議会を開きまして、大体結論に達しましたところ、二十四時間聴守のものは三名、十六時間聴守のものは二名、その他一名ということで大體審議案は決定をいたしております。

○小林勝馬君　今の職員法における定員の数は最低限を決められたのです

か、どういふことになつておりますか。

○政府委員(照木敏雄君) お答えいたします。只今の職員法は船舶の安全に關する限りの最低の人数を決めております。

○小林勝馬君　現在海上保安庁が海上における安全の意味からいたしまして、あらゆる点にこれを考慮して、海難その他の問題に対しても特段の措置を拂われるべきであると思うのでござい

ますが、これからいきますと、第一種船舶が三名で、第二種の甲が二名、その他が一名というふうに今御説明でありますけれども、第一種に該当する船舶は七十八隻に過ぎない。尙又第二種甲が百九十七隻、第二種の乙が大多數の残余の船舶である。而も尙現在航行しておる船舶は御存じの通り戦艦船の買入その他の粗悪船である。これに対して

定員に應じて聽守その他が完全に行われるのかどうか。日本近海のこの海難その他の多い場所におきまして、それができ得るかどうかということが我々としては懸念されるところ

であります。尙又今の時間割からいき
ますと、これは労働過重になるのじや
ないか、八時間の聴守時間だから一名
でいい、八時間勤務というような考え
から、職員法においてそういうふう
に
お考えかも知れませんが、突
際問題として船舶においては八時間の聴守時間
というやつは十時間以上働かなくちや

ならない。いわゆるタイムのウォッチ
もしなければならんし、気象のウォッ

ちもしなければならん。あらゆる点で八時間の規定時間以外に働く時間が多

い。その上に又予備装置その他の機械の補修、そういう面も受持つて行かなくちやならない。これに対して職員法が非常に私共から言わせると不満である。

りますが、これが最高限である、最高の定員であるとするならば、非常に船舶の無縁従事者は過労に陥るのじゃないか。従来我々が海上において実際に取つた実績からいたしまして、外の

パートに比べて非常に過勞である、こ
ういう点も考えられます。尙又今船舶
職員法に關する審議會の構成メンバ
ーがお分りでしたらちよつと御説明願
いたいと思います。

○政府委員(隈本敏雄君) 只今のお話
の職員法の改正審議會と申しますのは、
單なる、單なると申してはいけな
いのでありますが、海上保安庁長官の

諮問機関でございまして、その審議会の決定したものが最後案であるというわけではございませんので、長官に対する答申を審議会で決めたのでございます。それで御承知のように本国会に

は船舶職員法の改正法案を提出するまでに至りませんので、今後尙よく今お話の点等を私共で研究をいたしまして、遺憾のないようにいたしたいと存じます。それから審議会の構成のメンバーでございますが、約四十数名の委員で構成されておりますので、ちよつとどういふ方だという名前を一々記憶

いたしておりますのですが……。

○小林勝馬君 無線関係の方です。

○政府委員(照木敏雄君) 私只今記憶
いたしておりませんので、ちよつとお

答へいたしかねます。あとで書いて差ししますから……。

○小林勝馬君　確か私の記憶するところでは、四十数名の委員の中に無線関

係の人は僅かに一名か二名ではなかつたかと思いますが、そういうような何といいますが、一方的の審議会で殆んどこの重要な無線の従事員の定員その他を決定されて、それが殆んど決定的

のものになっているように聞いておりますが、相違ございませんか。

○政府委員 照本敏雄君）直接無縁の方に関係していらずしやる代表としては数が少ないかも知れませんが、あらゆる面から言ひまして、そう片方によらないとはないと信じております。それから只今の審議会の決定が最後のものなので、殆んど動かすべからざるものと動かし難いものと云ふことがよく出て来ます。従つてこの審議会の決定が最後のものであることは十分承知していただきたいと思います。

るものだというようなお考えは、まだこれから次の国会の機会までに十分私達といたしまして審議する余裕を持つておると考えますので、今後いろいろな方面から御意見を伺つて、最後

の決定をいたしたいと考えております。

○小林勝馬君　今の定員の問題につきましては、特に御留意願いたい、これを申添えて置きます。

それから船舶安全法の第四條第一項第一号というのはこの法案には非常に関係が深いのでありますが、ロンドン

條約において五百トンと大体話合いになつておりますけれども、この船舶安

全法の第四條第一項第一号の問題が現在千六百トンということに相成つてゐるのを、どういふふうにかゝる變更されるような御意図であるか、又いつそれをおやりになる御意図であるか。

○政府委員(照本敏雄君) お話のロンドン條約の改正は一九四八年でございまして、その実行に移します時期は、條約では大体御承知のように来年一月一日からでございますが、その條約の中に更に十五ヶ国の批准があつて後十二ヶ月経つてその條約が効力を発生すると書かれておりますので、只今のところどれだけの国が批准をいたしましたか、はつきり私存じませんが、まだ十五ヶ国と申しますその條件にまだ批准が行つてない模様でござい

す。それでその安全法の改正は成るべく早くやるべく只今準備中でございまして、その條約が効力を発生するときに、日本の安全法も改正をして間に合うだけにやればよいと私考えております。

○小林勝馬君 今の保安部長の御説明によると、それまでは今の船舶安全法でやる。だから千六百トンを限度にしてよろしいというふうな御説明のようですが、それを下げるような御意図はないかと聞いておるのです。

○政府委員(照本敏雄君) 只今私の方の考へといましては、その條約の効力が発生するまでは、千六百トンを限度として、それ以下に下げる考へ方は持つておりません。

○小林勝馬君 海上保安庁にお伺いしますが、大体この法案に対しては賛成であるのか、不賛成であるのかお伺いします。

○政府委員(照本敏雄君) 電波法でございますことは賛成でございます。

○小林勝馬君 然らば電波法に關する問題につきまして、先般運輸委員會において保安部長の答弁、その他をお聞きしておりますと、賛成ではないような御意見が非常に強かつた。尙又先般から海上保安庁保安部長の名を以てい

は御承知でありますかどうか。○政府委員(照本敏雄君) 私といたしましては、決して電波法ができませんことには不賛成の意を表明した覚えはないのでございますが、それは私の口不調法でさういふふうにお聞き取りになつたかと存じますので、その辺懸しから

ず御了承を願います。それから次に私の名前を以て、保安部長の名前を以て文書を出しておりますのは、私といたしましては甚だ不行届きでござい

ましたが、これは公の文書のつもりではなしに、専門員の方へ参考資料として提出したつもりでございます。名前が入つておつたということは甚だ私の遺憾

といたしておるところで、懸しからず御了承を願いたいと思ひます。

○小林勝馬君 今懸しからずというお話であります、懸しからずということは、これを了承し、尙又これに對して自分は承知しておるといふことの裏付であらうと考へます。苟くも政府の職員といたしまして、こういう怪文書を頒布し、この電波法案に對して、政府部内の統一さるべきこの事柄に對しま

して、議會乃至は或る方面にこゝういふ怪文書を頒布された責任はどういふふうにお取りになるのですか。

○政府委員(照本敏雄君) 怪文書とお

つしやいますけれども、ただ私達の、これは希望であつて、先程来御説明を申上げましたように、私共といたしまして聊か誤解を持つておりましたので、こゝういふ文書を書きましたので、決して他意があつたわけではござい

ませんので、寛大な御処置が願ひたいと思ひます。

○小林勝馬君 保安部長への質問は私これで打ち切りますが、この問題について多少私考へがありますので、私海上保安庁もよく存じております。海上保安庁の通信部会があつたときに専門委員もしておりましたが、この次回において海上保安庁長官の御出席を要求いたします。

○政府委員(照本敏雄君) 委員長お願ひがございまして、保安部長といたしまして甚だ遺憾なことをいたしましたので、この点は長官に私こゝういふ文書を出すという連絡をしないで独断でいたしましたこととございまして、長官をお呼び出しになつて責任の問題をおつしやることは何とぞ御宥恕を願ひたいと思ひます。

○小林勝馬君 まあこれは委員長に御一任して置きましょう。

○委員長(松野喜内君) それではさようお任せ願ひます。

○小林勝馬君 電波庁長官はまだ見えませんか。……それでは電波庁長官の質問は次回に譲ることいたします。

○委員長(松野喜内君) 分りました。さよういたします。

○小林勝馬君 本日は私の質問はこれくらいに打ち切りまして、後の打合せに入られんことの動議を提出いたします。

○委員長(松野喜内君) 皆さん御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(松野喜内君) ではさうにいたします。本日の委員會はこれを以て散會にいたします。

午後一時三十八分散會
出席者は左の通り。

委員長 松野 喜内君
理事 橋本萬右衛門君 小林 勝馬君
委員 大島 定吉君 尾崎 行雄君
水橋 藤作君

政府委員
海上保安官(海上保安庁保安部長) 照本 敏雄君
電氣通信事務官(電波庁法規經濟部長) 野村 義男君